

遺産分割ハンドブック

○期日まとめの記入欄・・・・・・・・・・P2

(手続編)

- ① 遺産分割調停とは？・・・・・・・・・・P4
- ② 調停期日の一日の流れは？・・・・・・・・P5
- ③ 調停が成立しなかった場合は？・・・・・・・・P6
- ④ 書類を提出する際に注意することは？・・・・・・・・P7
- ⑤ 事件記録を見たり，コピーできますか？・・・・・・・・P8
- ⑥ 弁護士に相談した方がいいのでしょうか？・・・・P9
- ⑦ 裁判所の所在地・電話番号・ウェブサイト・・P10

(内容編)

○遺産分割調停の進め方・・・・・・・・・・P12

- ① 相続人の範囲・・・・・・・・・・P13
- ② 遺産の範囲・・・・・・・・・・P14～16
- ③ 遺産の評価・・・・・・・・・・P17
- ④ 各相続人の取得額・・・・・・・・・・P18
- ⑤ 遺産の分割方法・・・・・・・・・・P19

松江家庭裁判所

(令和元年7月改訂)

遺産分割手続のために裁判所にお越しになる際は、この遺産分割ハンドブックを忘れずご持参ください。

「期日まとめ」の際に、次回期日の日時と、次回期日までの宿題を書き込んでください。

次回期日	次回期日までの宿題
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	
月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から	

(手続編)

遺産分割ハンドブック

(手続編) ①遺産分割調停とは？

遺産分割調停は、相続人同士が、話し合いによって、主体的に、遺産分割の問題を解決する手続です。

遺産分割調停では、調停委員会（調停委員2人・裁判官1人で構成されます）が、中立の立場で、当事者（申立人と相手方をあわせて、当事者といいます）から、ご意見や事情を聞き、話し合いによって解決ができるように、助言やあっせんを行います。なお、裁判官は、主に、評議（裁判官と調停委員が意見交換することを「^{ひょうぎ}評議」といいます）などにより、調停に関与しています。

もし、調停の席で話されたご意見や事情について、他の当事者に知られたくない場合は、その旨をお申し出ください。ただし、裁判所は中立な立場ですから、原則として、他の当事者に知らせないご意見や事情をもとにして、助言・あっせんをしたり、遺産分割審判（6頁を参照してください）をすることはできませんので、ご注意ください。

●裁判所の庁舎内及び敷地内では録音、写真撮影、録画することはできません。

(手続編) ②調停期日の一日の流れは？

調停期日は、平日の午前か午後に行われます。所要時間は、午前の調停は、おおむね午前9時30分から11時30分まで、午後の調停は、おおむね午後1時30分から3時30分までです。

評議などの関係上、やむをえず予定時刻に開始できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

調停委員会が、原則として、当事者双方から交互にお話をお聞きします。他の方のお話をお聞きする間、30分から、長い場合は1時間程度、待合室でお待たせすることもあります。あらかじめご了承ください。

期日中に話し合いがまとまらなかった場合は、その期日に合意できた内容の確認と、次回期日以降に解決する課題を確認した上で（期日まとめ）、約1～2か月先に次回期日を設定して、お帰りいただくという流れになります。

第1回調停期日に行けないときは？

必ず、「答弁書」、「進行に関する照会回答書」及び「送達場所等届出書」を、あらかじめ裁判所に提出してください（申立人を除く）。

内容を見て、担当書記官から連絡する場合がありますので、「送達場所等届出書」には必ず電話番号を記載してください。

自分自身は調停期日に行くことができないけれど、代理の人を出席させたいという場合は、9頁を参照してください。

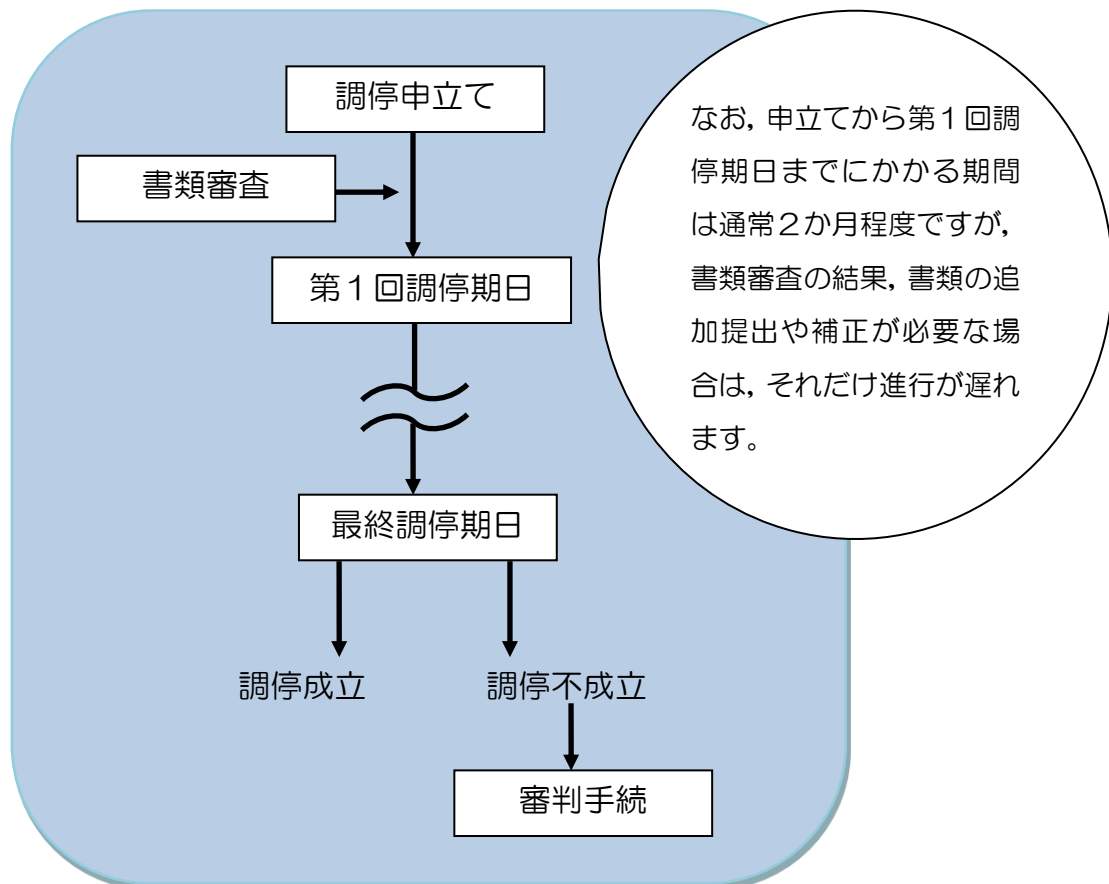
(手続編) ③調停が成立しなかった場合は？

調停手続で話し合いがまとまらず、調停委員会が調停を不成立により終了するとの判断をした場合は、調停手続は終了し、自動的に、「^{しんぱん}審判手続」が開始します。

審判手続では、原則として、当事者全員に同席していただくことになります。

審判手続では、裁判官が、提出された裏付け資料等をもとに、誰がどの遺産を取得するか(しないか)を判断した遺産分割の審判をしますが、調停のような柔軟な解決は難しくなります(遺産分割調停では、当事者全員の合意があれば、さまざまな場面で、柔軟な解決が可能になります。詳しくはこの遺産分割ハンドブックの(内容編)を参照してください)。

調停の段階では、審判を見据えて、裏付け資料の有無を確認した上で、合意に向けてよく話し合うことが、実情に即した柔軟な解決につながります。



(手続編) ④書類を提出する際に注意することは？

あなたが提出した書類は、裁判所の「事件記録」に綴られます。いったん裁判所に提出した書類は返却できません。

そのため、大切な書類は、コピー（写し）をとって、コピーを裁判所に提出してください。その上で、コピーと照合できるように、オリジナルの書類（原本）を、裁判所に持参してください。

（ただし、「申立書」や「答弁書」は、あなたが押印した原本を裁判所に提出し、自分の手元にはコピーを残すようにしてください。）



書類を「事件記録」に綴る際は、書類の左端に穴を開けて綴りますので、穴で文字がつぶれないように、とじしろとして、書類の左端に2.5cm幅の余白を空けてください。

また、原則として、A4サイズの手紙を縦に使い、表面だけに記載し、裏面には記載しないでください。



「遺産の範囲」の裏付け資料・「遺産の評価」の裏付け資料は、他の当事者にもコピーをお渡しできるように、裁判所用1部+他の当事者の人数分のコピーを提出してください。

当事者同士、あらかじめ、他の当事者用のコピーを提出しておくこと、お互いに、閲覧・謄写の手続（8頁を参照してください）を省略できます。



裁判所に書類を提出するときは、他の当事者にも読まれること（8頁を参照してください）を想定して、提出前に、内容をよく確認しておくことが大切です。読まれると支障がある部分は、あらかじめマスキング（黒塗り）をした上で提出してください。

マスキングできない書類については、非開示希望（8頁を参照してください）をすることもできます。

また、マイナンバーが記載されていない書類を提出するようにしてください。やむをえずマイナンバーが記載された書類を提出する際は、マイナンバー部分をマスキングしてください。

(手続編) ⑤事件記録を見たり，コピーできますか？



「事件記録」に綴られた書類は，その事件の当事者が申請手続をとれば，裁判官の許可を受けて，見ること(閲覧えつらんといいます)・コピーをとること(謄写とうしゃといいます)ができます。

ただし，閲覧・謄写の許可・不許可は，裁判官が判断することからですから，申請しても，必ず許可されるとは限りません。また，許可される場合であっても，許可まで数日かかることもあり，必ずしも申請後すぐに閲覧・謄写ができるわけではありません。あらかじめご了承ください。

費用(コピー代等)や手続(所定の申請用紙があります)の詳細については，担当書記官までお問い合わせください。



他の当事者に閲覧・謄写されると支障がある書類を提出する必要がある場合は，非開示希望をすることもできます。

ただし，閲覧・謄写の許可・不許可は，裁判官が判断することからですから，非開示希望をしても，必ず希望が叶うとは限りません。

また，調停事件が不成立で終了し，審判手続が開始した場合は，審判の透明性を確保するため，裁判官が審判に必要と判断した書類については，法律上の除外事由がない限り，閲覧・謄写が許可されます。

ですから，裁判所に書類を提出するときは，他の当事者にも読まれることを想定して，提出前に，内容をよく確認しておくことが大切です。読まれると支障がある部分は，あらかじめマスキング(黒塗り)をした上で提出してください。

非開示希望をご検討される場合は，担当書記官までご連絡ください。

(手続編) ⑥弁護士に相談したほうがいいのでしょうか？



原則として、弁護士以外の人を代理人に選任することはできません。また、原則として、弁護士以外の同伴者が調停室に入室することはできません。

弁護士を代理人に選任すると、弁護士と一緒に調停室に入室してもらい、その場でアドバイスを聞きながら調停を進めることができます。

また、当事者本人が調停期日に出席できないときは、弁護士に代わりに調停期日に出席してもらうことができます。



遺産分割手続は、難しい法律問題を扱うものですから、弁護士に相談した方がいいのだろうか、どうしようか、と迷われる場合は、お早めに、弁護士への相談をご検討ください。

※ 法律相談の予約方法・法律相談料・弁護士を代理人に選任する方法等は、下記の各機関に直接お問い合わせください。

日本司法支援センター

法テラス島根

電話 050-3383-5500

受付時間 平日9:00~17:00

住所 松江市南田町60

※資力の乏しい方について、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や弁護士費用の立て替えを受けることができます。

法テラスコールセンター

受付時間 平日9:00~21:00

土曜9:00~17:00

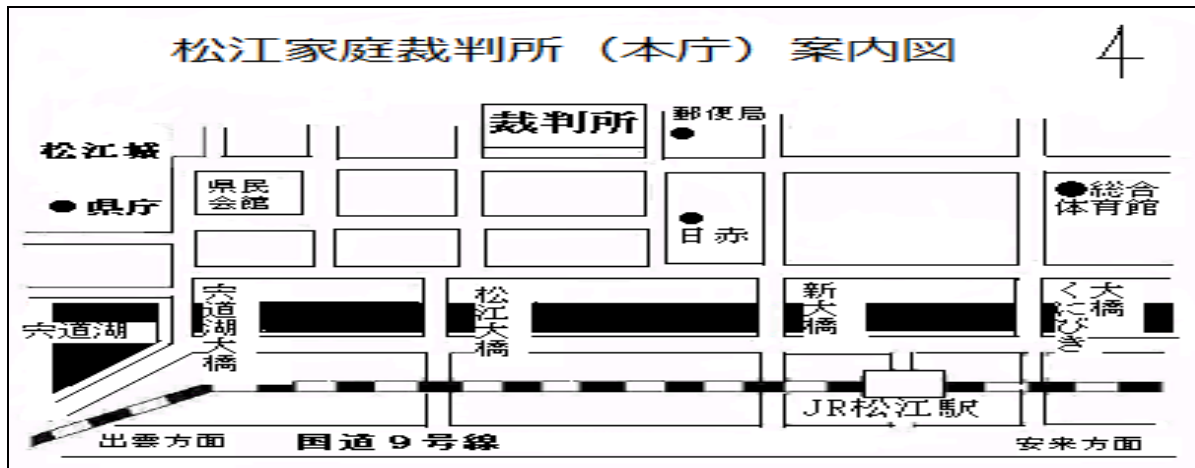
電話 0570-078374

弁護士会

島根県弁護士会では、松江、出雲、隠岐、石見（浜田、益田、大田）の各法律相談センターを設置して、弁護士による法律相談を行っています。

詳細は、松江・出雲・隠岐については島根県弁護士会（電話0852-21-3450）へ、石見については石見法律相談センター（電話0855-22-4514）へお問い合わせください。

(手続編) ⑦裁判所の所在地・電話番号・ウェブサイト



《裁判所までの交通機関》

- ◎ JR松江駅1番のりばから「北循環線外回り」、2番のりばから「大学・川津行き」バス、3番のりばから「松江しんじ湖温泉行き」バスに乗車し、「県民会館前」停留所で下車し、「県民会館前」停留所から徒歩3分
- ◎ JR松江駅2番のりばから「美保関ターミナル行き」バス、「マリンゲートしまね行き」バスに乗車し、「裁判所前」停留所で下車

- 松江家庭裁判所(本庁) 〒690-8523 島根県松江市母衣町 68 番地
電話番号 0852-35-5200
- 松江家庭裁判所出雲支部 〒693-8523 島根県出雲市今市町 797 番地 2
電話番号 0853-21-2114
- 松江家庭裁判所浜田支部 〒697-0027 島根県浜田市殿町 980 番地
電話番号 0855-22-0678
- 松江家庭裁判所益田支部 〒698-0021 島根県益田市幸町 6 番 60 号
電話番号 0856-22-0365
- 松江家庭裁判所西郷支部 〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町指向 5 番地 1
電話番号 08512-2-0005
- 松江家庭裁判所雲南出張所 〒699-1332 島根県雲南市木次町木次 980 番地
電話番号 0854-42-0275
- 松江家庭裁判所川本出張所 〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本 340 番地
電話番号 0855-72-0045

裁判所のウェブサイト <https://www.courts.go.jp>

(内容編)

遺産分割ハンドブック

遺産分割調停の進め方

① 相続人の範囲（13頁）
相続人は誰なのかを確認します。



② 遺産の範囲（14頁）
原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在するものが、遺産分割の対象となる遺産であり、その範囲を確定します。



③ 遺産の評価（17頁）
遺産分割の対象となる遺産のうち、不動産等の評価額を確認します。

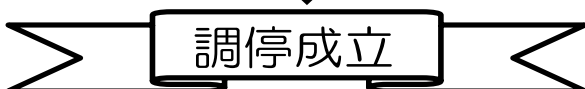
合意できない

鑑定が必要です。



④ 各相続人の取得額（18頁）
②「遺産の範囲」で確認し、③「遺産の評価」で評価した遺産について、法定相続分に基づいて計算すると、各相続人の取得額が決まります。ただし、法律の条件を満たす特別受益や寄与分が認められる場合には、それらを考慮して各相続人の取得額を修正します。

⑤ 遺産の分割方法（19頁）
④「各相続人の取得額」の取得額に基づいて、各相続人に分割します。



(内容編) ①相続人の範囲



遺産分割調停では、相続人全員が当事者（申立人か相手方）になる必要があります。

●戸籍上は相続人にみえる人が、実は相続人ではない場合（戸籍が間違っている場合など）は・・・

→ 人事訴訟等の手続が必要になります。そのような方の心当たりがある場合は、申立書や答弁書に記載して、お申し出ください。

●相続人の中に、認知症や精神障害などがあって、ご自身で物事を判断することが困難な方がいる場合は・・・

→ 成年後見等の手続をとっていただく必要があります。そのような方の心当たりがある場合は、申立書や答弁書に記載して、お申し出ください。

●相続人の中に、行方不明の方がいる場合は・・・

→ 不在者財産管理等の手続をとっていただく必要があります。そのような方の心当たりがある場合は、申立書や答弁書に記載して、お申し出ください。

●もし、「遺産はいらない」とお考えの場合は・・・

→ 自分の相続分を特定の人に譲渡したり、自分の相続分を放棄して、手続から抜けることができる場合があります。答弁書に記載して、お申し出ください。

(内容編) ②遺産の範囲



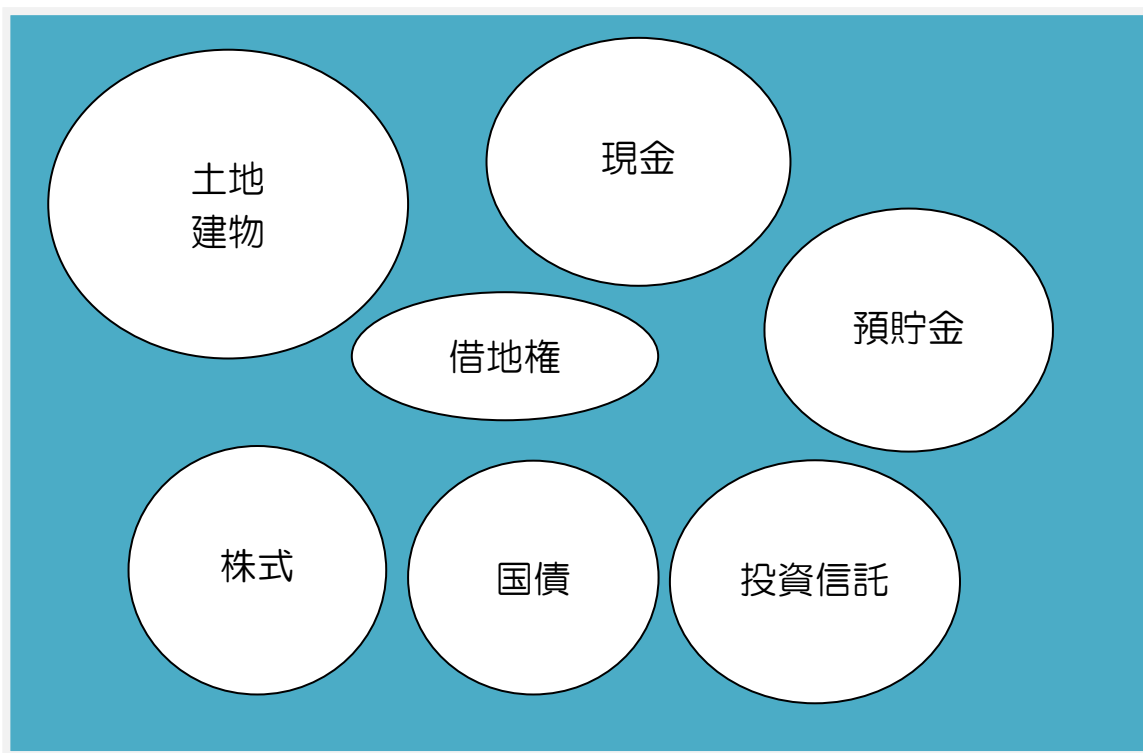
原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在するものが遺産分割の対象となります。遺言書や遺産分割協議書によって既に分け方が決まっている財産は、遺産分割の対象になりませんが、当事者全員の合意があれば、遺産分割の対象にすることができます。



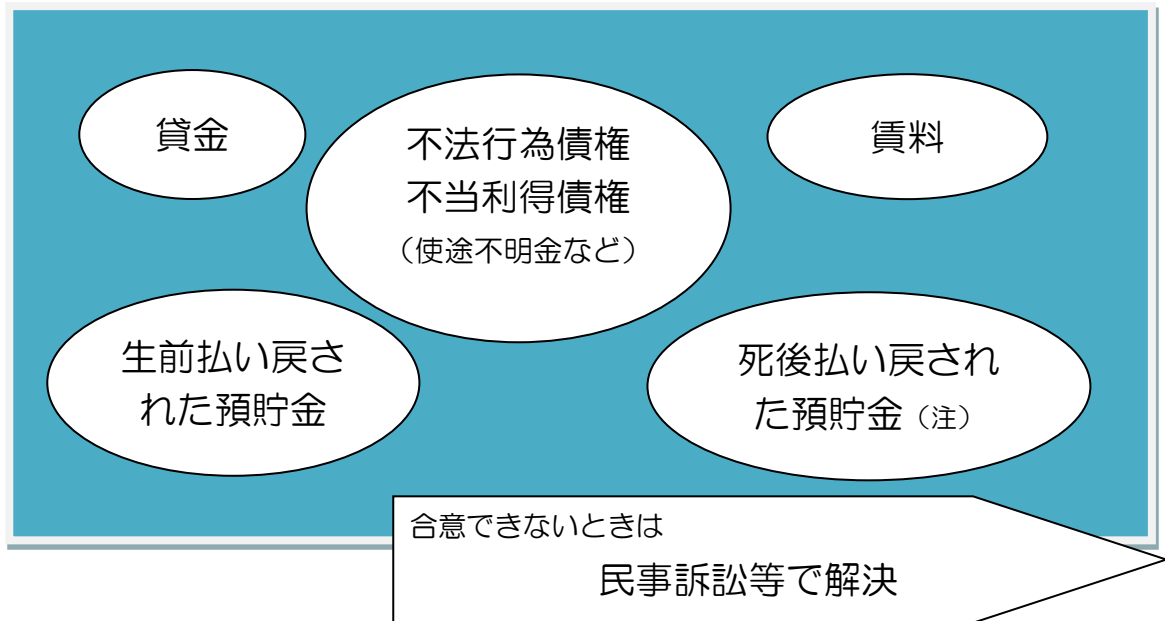
「もっと財産があるはずだ」と主張するだけでは、その財産を遺産分割手続で取り扱うことはできません。その財産の存在を裏付ける資料を収集し、裁判所に提出していただく必要があります。



遺産分割「調停」と遺産分割「審判」で扱える財産の範囲は、原則として、次の図の財産です。

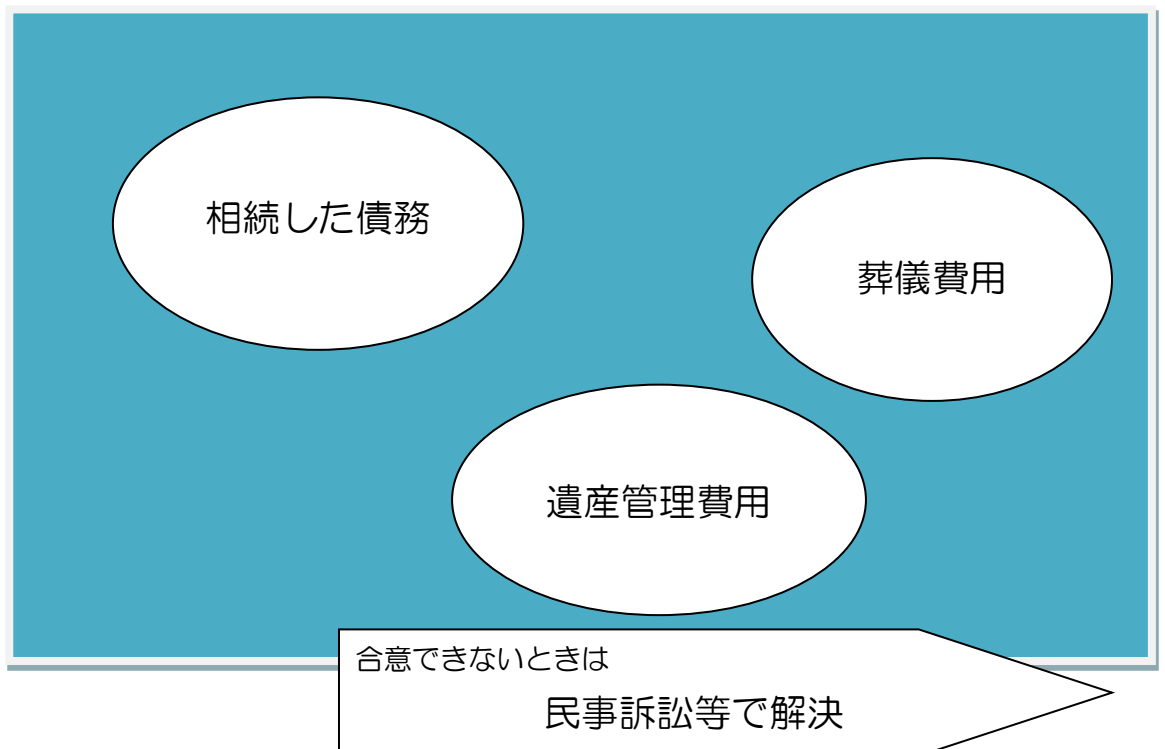


●次の図の財産は、相続人全員の合意があれば、遺産分割「調停」と遺産分割「審判」の中で取り扱うことができます。

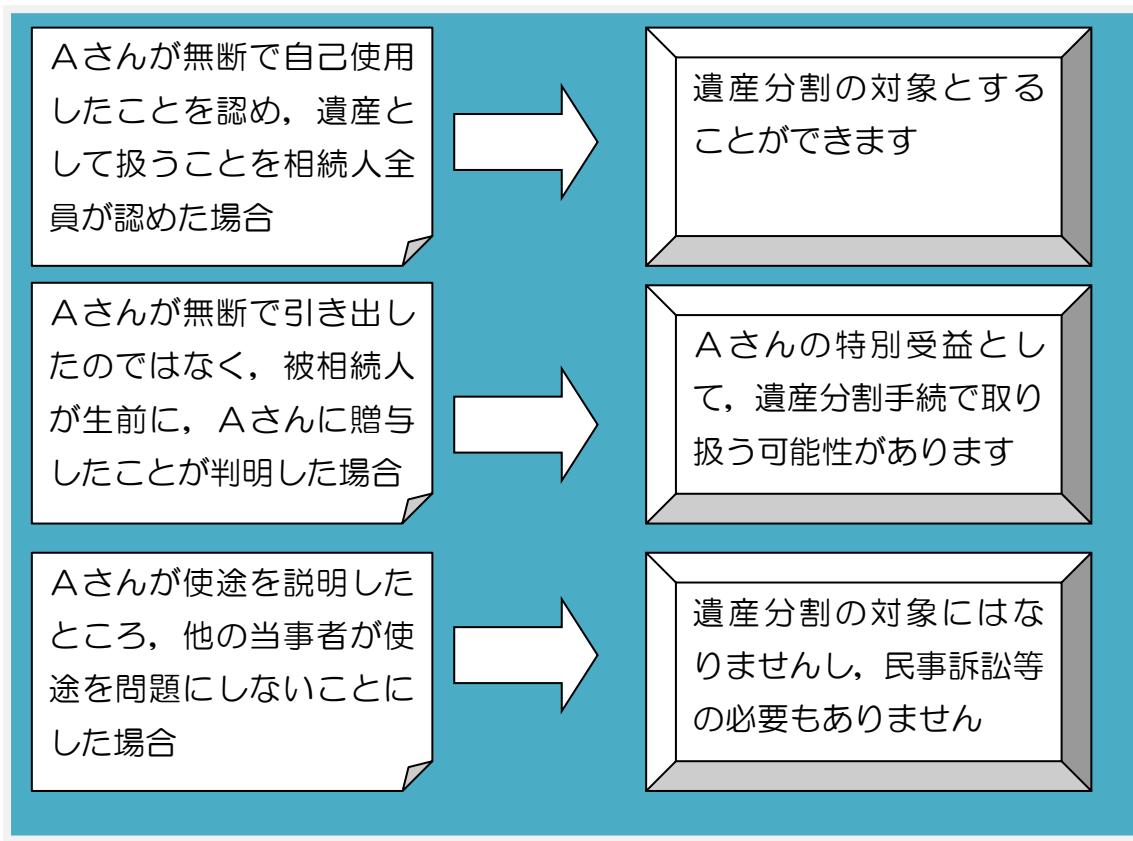


(注) 民法906条の2第2項の処分（遺産分割前に遺産に属する財産を処分）をした相続人が確定していれば、その相続人以外の相続人全員の合意で足りる。

●次の図の財産は、相続人全員の合意があれば、遺産分割「調停」の中で取り扱うことができます。



●「もっと多くの預貯金があったはずなのに、相続人の1人であるAさんが被相続人の生前あるいは死後に勝手に使ったのではないか」というように、預貯金の払戻しや用途不明金が問題となる場合は、次の図のように、相続人全員の合意があれば、遺産分割の対象となりますが、相続人全員の合意がない場合は、民事訴訟など別の手続を利用しなければ解決できません。



●このように、相続人全員の合意がある場合や「調停」で解決する場合は、もっとも多くの財産・事情を遺産分割手続での話し合いの対象に含めて、一体的な解決を図ることができます。

(内容編) ③遺産の評価



遺産を公平に分けるためには、遺産全体にどのくらいの価値があるのかを確認する必要があります。



例えば、不動産の価値については・・・

●固定資産税評価額（「遺産目録」の「固定資産税評価額」欄を参照してください）が、一応の目安となります。

●他の評価方法による評価額を主張する場合は、その評価額の裏付け資料を提出していただく必要があります。

●もし、評価額について、当事者全員の合意ができない場合は、裁判所の選任する鑑定人に、価格の評価をしてもらう必要があります（鑑定といいます）。

鑑定費用は、当事者にあらかじめ納付していただきます。

鑑定費用は、高額になる場合もあります。



令和2年4月1日以降の相続については、被相続人の配偶者は、被相続人所有の建物に相続開始時に居住していた場合には、遺産分割において、その所有権を他の相続人に取得してもらった上で、配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。

●その場合には、建物の価値のうち、配偶者居住権の価値がいくらになるかを評価することになります。

(内容編) ④各相続人の取得額



「②遺産の範囲」で確認し、「③遺産の評価」で評価した遺産について、法定相続分(法律上定められた各相続人の取得割合)に基づいて計算すると、各相続人の取得額が決まります。



ただし、相続人の中に、被相続人から、遺贈や多額の生前贈与を受けた人がいる場合(その受けた利益を、「特別受益」といいます)、その相続人は、いわば相続分の前渡しを受けたといえますので、遺産分割の際、その特別受益分を考慮して、取得額を減らすことがあります。

「①相続人の範囲」と「②遺産の範囲」と「③遺産の評価」が定まった後に、特別受益について確認します。特別受益の主張を考えている場合は、裏付け資料をご用意ください。曖昧な記憶をもとに主張をした後に、裏付け資料が存在しないことが明らかになったりすると、そのことで解決が難しくなることもあります。裏付け資料が十分に揃っているかどうかご確認の上、特別受益を主張するかどうかご検討ください。



また、相続人が、長期間無報酬で被相続人の家業に従事したり、長期間無償で寝たきりの被相続人を自宅で介護したりして、結果として、被相続人の遺産の維持・増加に特別の貢献をしたと認められる場合には、その相続人には「寄与分」が認められ、「寄与分」を考慮して、遺産の取得額を増やすことができます。

ただし、「寄与分」が認められるためには、親族として通常期待される程度の貢献を超える「特別な貢献」であることと、その貢献によって遺産が実際に「維持・増加」したことが必要です。他の相続人と比較して貢献の度合いが大きいとか、自分だけ負担が大きかったという程度の貢献では、寄与とは評価されないでしょう。

したがって、たとえば、休日に農作業を手伝った、長い間親と同居していた、短期間の介護をした、入院中に見舞いや差入れをした、診療に付き添ったというような貢献の場合は、「寄与分」は認められないでしょう。



相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護などを行ったとして、寄与に応じた額の金銭の支払いを求めるには、別途、「特別の寄与」の申立てが必要になります。

(内容編) ⑤遺産の分割方法



遺産の分割方法には、①現物分割、②代償分割、③換価分割、④共有分割の4つの方法があります。

たとえば、相続人がAさんとBさん（法定相続分2分の1ずつ）、遺産が甲土地と乙土地（評価額100万円ずつ）というケースを考えてみましょう。

①^{げんぶつ}現物分割の例

Aさんが甲土地を取得し、Bさんが乙土地を取得する。

②^{だいしょう}代償分割の例

Aさんが甲土地と乙土地を取得する。Bさんは遺産を取得しないかわりに、Aさんから「^{だいしょうきん}代償金」として法定相続分相当額の100万円をもらう。

※遺産の現物の取得を希望する当事者が誰もいない場合は、代償分割をすることはできません。

③^{かんか}換価分割の例

甲土地と乙土地を第三者に売却し、売却益をAさんとBさんに半分ずつ分配する。

※売却方法としては、調停で、当事者全員の合意があれば、任意売却の方法をとることができます。合意ができない場合は、審判で、競売を命じる方法があります。通常は、任意売却を選択される方が多いようです。

④共有分割の例

AさんとBさんが甲土地と乙土地を共有する。

※共有者は、いつでも、他の共有者に対し、「共有物分割」を求めることができますので、抜本的な解決にならない場合があります。

通常は、これらの分割方法をいくつか組み合わせて遺産分割します。

.....メモ欄.....

